

活性化情報

中小企業

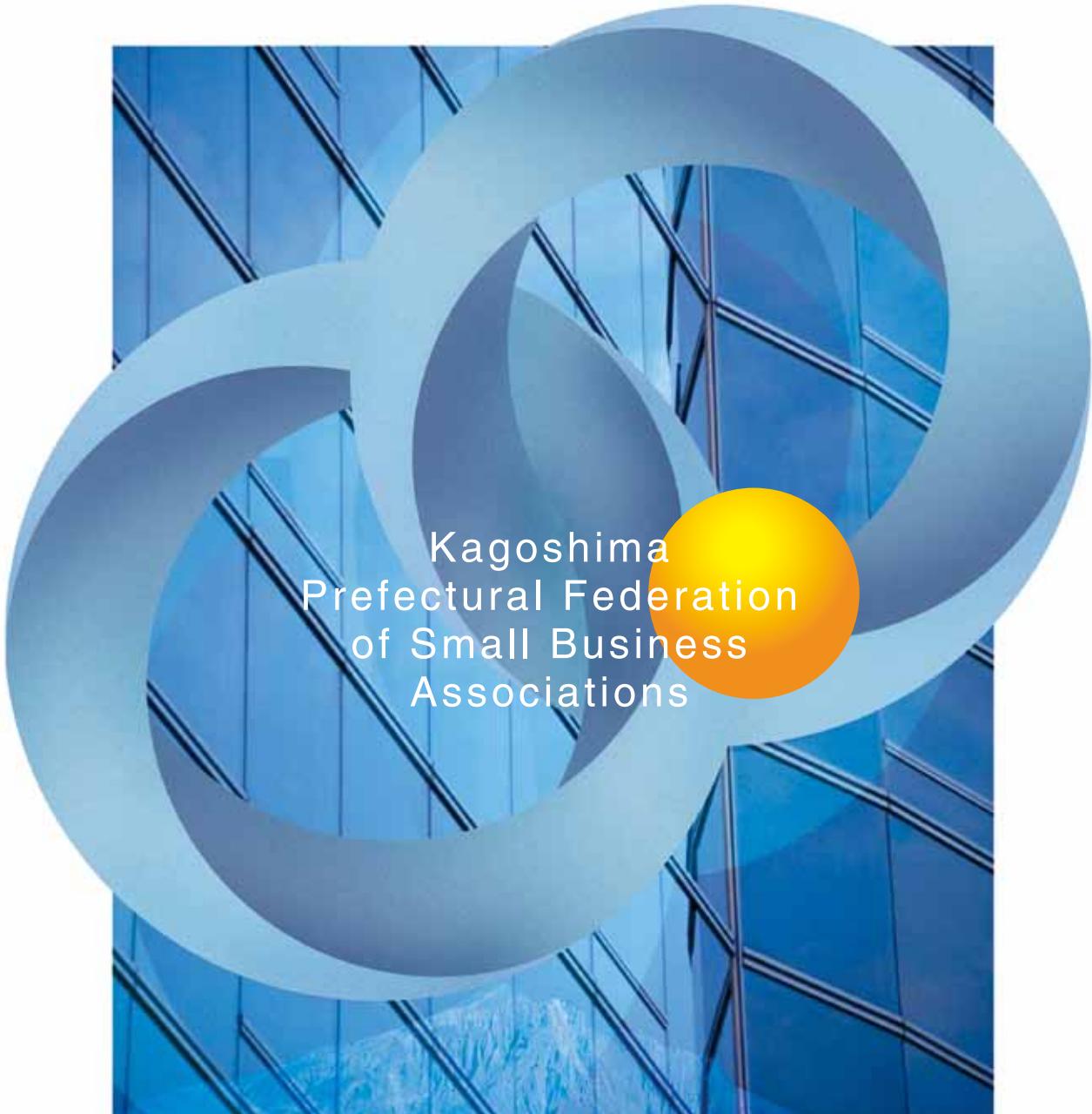
かごしま

特集 テーマ

- 「中小企業の振興に関するかごしま県民条例」を制定
- 再生可能エネルギーへの取り組み
- SNSを活用した地域商店街活性化
- 異分野連携の取り組み

2012
第689号

11



Kagoshima
Prefectural Federation
of Small Business
Associations

鹿児島県中小企業団体中央会



中小企業 かごしま

平成 24 年 11 月号 (活性化情報第 3 号)

CONTENTS

1 特集 1

『中小企業の振興に関する かごしま県民条例』を制定

8 特集 2

再生可能エネルギーへの取り組み

17 特集 3

SNS を活用した地域商店街活性化

25 特集 4

異分野連携の取り組み

31 特別寄稿 安心・安全を守る

安心安全な県産小麦パン、 地産地消への取り組み

(有限会社加治木南州パン 代表取締役 木元 繁 氏)

37 Never Give Up! 元気を出そう！がんばれ中小企業

天文館の老舗として 鹿児島県商業をリードする

(有限会社カバンのヒグチ 代表取締役 横口 弘文 氏)

40 インフォメーション

41 中央会の動き

43 業界情報 (平成 24 年 9 月情報連絡員報告)

45 倒産概況 (平成 24 年 10 月鹿児島県内企業倒産概況)

47 中央会関連主要行事予定

『中小企業の振興に関するかごしま県民条例』を制定

県議会は、中小企業が地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念及び基本方針等を定めた「中小企業の振興に関するかごしま県民条例」を、平成24年10月3日の本会議で可決しました。条例は、10月12日に公布され、同日から施行されました。本号では、同条例が制定された目的、基本理念等をご紹介します。

1

条例制定の背景と意義

平成22年6月に閣議決定された「中小企業憲章」の冒頭に、中小企業がこれまで果してきた役割と今後の期待が謳われている。

しかし、中小企業は、人口減少・少子高齢化や、経済のグローバル化等の構造的な課題並びに世界的な不況、急激な円高への対応が求められるなど厳しい経営環境が続いている。持ち直しつつあった我が国経済は東日本大震災の発生（地震、津波、原発事故等）により、大きな影響を受けることとなった。直接的な被害のみならず、様々な流通の停滞や自肃ムードによる消費マインドの低下等により、本県経済への影響も少なくない。

中小企業は、本県産業の競争力の源泉であるとともに、地域社会や雇用など、私たちの暮らしを支える重要な存在である。

これまで社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承にも重要な役割を果たし、地域社会の安定をもたらしてきた。持続可能な地域社会を築くためにも、地域内での産業の振興や雇用の創出、そして、地域の活力を生み出していく必要がある。

また、今後、安定が求められる医療や福祉、環境・エネルギー分野などにおいては、大企業にはない意思決定の速さや行動力と多種多様な可能性を持つ中小企業の事業能力を高める必要がある。とりわけ本県では、九州新幹線全線開業、本県の基幹産業である農林水産業との連携など地域資源の有効活用による新しい産業・雇用の創出を図るべく果敢に挑戦できる環境整備が求められており、新商品の研究開発や県産品の販路拡大が重要なとなる。

これらの状況を踏まえ、県民一人一人が中小企業の果たしている役割を認識し、経営支援、人材の育成・確保、起業、新しい事業の展開、金融支援など総合的、計画的に推進するための基本指針となる中小企業の振興のための基本条例を制定することが必要である。



2

「中小企業の振興に関するかごしま県民条例」が制定されました。

条例制定の目的

この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念及び基本方針を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的として、県議会の議員提案により平成24年10月に制定されました。

基本理念

- 中小企業者の創意工夫及び自主的な努力が基本

中小企業の振興

- 中小企業が地域経済の活性化や雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として重要な存在であると基本認識する

- 優れた人材、豊かな資源、蓄積された高い技術力等地域の特性を生かす

基本方針

15項目の基本方針に基づき中小企業の振興に関する施策を講じる。

- ・経営の革新及び経営基盤の強化
- ・創業及び新たな事業活動の促進
- ・資金供給の円滑化
- ・事業活動を担うべき人材の育成及び確保
- ・研究開発の促進並びに産学官及び産業間の連携の促進
- ・知的財産の創造、保護及び活用の促進
- ・農商工等連携及び6次産業化の促進
- ・地域の多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進
- ・地域の中小企業への受注機会の増大
- ・中小企業の振興に資する企業立地の促進
- ・障がい者の雇用機会、男女の均等な雇用機会等を確保する環境の整備
- ・安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備
- ・ものづくり体験等による地域の中小企業への理解の促進
- ・環境に配慮した事業活動の促進
- ・国際的視点に立った事業展開の促進及び販路等の拡大

県の責務等

【年度推進計画の策定】

15項目の基本方針を踏まえ、中小企業の振興に関する施策についての毎年度の推進計画（年度推進計画）の策定・公表とその実施

【中小企業者等の意見の反映】

中小企業者や中小企業関係団体等と協議するなど、毎年度その意見を聞く機会を設け、中小企業振興施策へ意見反映

関係団体等の役割

【中小企業関係団体の役割】

中小企業の経営の向上への積極的な取組
中小企業振興施策の実施への協力

【大企業者の役割】

事業に関し中小企業と関係のあるものは中小企業振興施策の実施への協力

【大学等の役割】

人材の育成及び研究の成果の普及を通じた中小企業振興施策の実施への協力

県では、来年度、地域振興局・支庁単位での情報交換会の開催や、商工団体等が主催する会議・研修会、県のホームページ等を通じて、中小企業振興施策の周知を図るとともに、皆様からの意見の把握に努めることとしていますので、是非、御意見をお寄せください。

【問い合わせ先】県商工政策課企画調整係（電話：099-286-2929 電子メール：shokoki@pref.kagoshima.lg.jp）

中小企業の振興に関するかごしま県民条例

鹿児島県は、二つの半島と多くの離島からなる南北約 600 キロメートルに及ぶ広大な県土に、豊かな自然を有し、近代日本の先駆けとなつた産業や誇りある多様な文化を育んできた。こうした地域の特性や資源等を生かして中小企業は創業され、現在、県内企業のうち企業数で 99.9 パーセント、従業員数の約 90 パーセントを占め、地域社会の維持や雇用の確保など県民の生活を支える重要な存在であるとともに、地域の歴史、伝統、文化の継承にも大きな役割を果たしてきている。

しかしながら、国際的競争の激化、急速に進む少子高齢化、人口減少などにより、中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。そのことは、地域社会の連帯感の希薄化と相まって地域社会全体にも大きな影響を及ぼしている。

このような中、九州新幹線の全線開業、新たな国際航空路線の開設など、国内外との交流が拡大している。これを契機に、中小企業は、時代のニーズを的確に捉え、本県の基幹産業である農林水産業との連携など地域資源の有効活用や本県独自の商品の開発、東アジアなど海外も視野に入れた事業の展開や販路等の拡大に取り組む必要がある。そのために、県、市町村、中小企業関係団体、大企業者、県議会、県民、大学等が連携して中小企業の振興を支え、活力ある地域社会づくりにつなげていかなければならない。

その決意の下に、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念及び基本方針を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に掲げるもので、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業関係団体 県内に事務所を有する商工会、商工会議所その他の中小企業に関する団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であつて事業を営み、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大学等 県内に所在する大学及び高等専門学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学及び高等専門学校をいう。)その他の研究機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本として図らなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業が地域経済の活性化及び雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として県民の生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に図られなければならない。

3 中小企業の振興は、優れた人材、豊かな自然に育まれた資源、蓄積された高い技術力等地域の特性を生かして推進されなければならない。

(基本方針)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化を図ること。
- (2) 創業及び新たな事業活動の促進を図ること。
- (3) 資金供給の円滑化を図ること。
- (4) 事業活動を担うべき人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 研究開発の促進並びに産学官及び産業間の連携の促進を図ること。
- (6) 知的財産の創造、保護及び活用の促進を図ること。
- (7) 農商工等連携及び6次産業化の促進を図ること。
- (8) 地域の多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進を図ること。
- (9) 地域の中小企業への受注機会の増大を図ること。
- (10) 中小企業の振興に資する企業立地の促進を図ること。
- (11) 障がい者の雇用機会、男女の均等な雇用機会等を確保する環境の整備を図ること。
- (12) 安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備を図ること。
- (13) ものづくり体験等による地域の中小企業への理解の促進を図ること。
- (14) 環境に配慮した事業活動の促進を図ること。
- (15) 国際的視点に立った事業展開の促進及び販路等の拡大を図ること。

(県の責務)

第5条 県は、前条の基本方針を踏まえ、前条の規定により講ずる中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）についての毎年度の推進計画（以下「年度推進計画」という。）を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、年度推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを県民に公表するものとする。

3 県は、中小企業振興施策を推進するに当たっては、国、市町村、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、大学等及び金融機関と連携して取り組むものとする。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自主的にその経営の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域住民と連携して地域の活性化に資するよう努めるものとする。

(中小企業関係団体の役割)

第7条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上に積極的に取り組むとともに、中小企業振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、基本理念にのっとり、中小企業振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第9条 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成及び研究の成果の普及を通じて、中小企業振

興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(県議会の役割)

第 10 条 県議会は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案並びに政策提言に努めなければならない。

(県民の理解と協力)

第 11 条 県民は、中小企業の振興が、地域経済の活性化、雇用の確保及び県民生活の向上に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市町村に対する支援)

第 12 条 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を実施する場合は、情報提供、助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第 13 条 県は、中小企業振興施策を効果的に推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第 14 条 県は、中小企業者、中小企業関係団体等と協議するなど、毎年度その意見を聞く機会を設け、中小企業振興施策に反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 15 条 県は、中小企業振興施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（平成 24 年 10 月 12 日）から施行する。
- 2 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、中小企業の振興を図る観点から、適宜、適切な見直しを行うものとする。



参考 現状・取組等

1 中小企業憲章（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）の基本理念

中小企業は、経済やくらしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、くらしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。（中略）

国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2 本県中小企業の現状

(1) 企業数・従業者数等

(単位：社、人、億円、%)

| 区分 | 本 県 | | | 全 国 | | |
|---------|---------|------|---------|------------|------|------------|
| | 中小企業 | 割合 | 全 体 | 中小企業 | 割合 | 全 体 |
| 企 業 数 | 59,982 | 99.9 | 60,048 | 4,197,719 | 99.7 | 4,210,070 |
| 従 業 者 数 | 325,370 | 88.2 | 368,761 | 27,835,550 | 69.4 | 40,126,980 |
| 製造品出荷額 | 12,614 | 73.5 | 17,151 | 1,322,216 | 49.8 | 2,652,590 |
| 商品販売額 | 33,470 | 83.1 | 40,267 | 3,762,629 | 68.6 | 5,482,371 |

※企業数・従業者数：2010 年版中小企業白書 製造品出荷額：平成 21 年工業統計 商品販売額：平成 19 年商業統計

(2) 業種別開業率・廃業率（非一次産業・民営事業所・平成 16～18 年）

| | 業種 | 鉱 業 | 建設業 | 製造業 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 情報通信業 | 運輸業 | 卸売業 | 小売業 | 金融・保険業 | 不動産業 | 飲食店・宿泊業 | 医療・福祉 | 教育・学習支援業 | 複合サービス事業 | サービス業(他に分類されないもの) | 全 体 |
|----|-----|-----|-----|-----|---------------|-------|-----|-----|-----|--------|------|---------|-------|----------|----------|-------------------|-----|
| 本県 | 開業率 | 3.5 | 4.6 | 3.3 | 5.8 | 22.6 | 5.5 | 5.4 | 5.5 | 5.6 | 5.6 | 10.5 | 10.3 | 10.3 | 23.6 | 6.2 | 6.7 |
| | 廃業率 | 4.6 | 5.8 | 5.3 | 9.5 | 11.1 | 6.1 | 6.4 | 6.5 | 7.3 | 7.0 | 9.6 | 4.7 | 7.3 | 5.6 | 5.7 | 6.5 |
| 全国 | 開業率 | 2.8 | 4.7 | 3.4 | 5.2 | 15.4 | 6.3 | 5.6 | 5.7 | 7.0 | 5.5 | 7.9 | 10.3 | 8.8 | 31.2 | 6.4 | 6.4 |
| | 廃業率 | 5.5 | 5.6 | 5.4 | 5.6 | 11.9 | 6.4 | 6.4 | 6.8 | 7.8 | 5.1 | 8.7 | 4.9 | 7.2 | 5.4 | 5.9 | 6.5 |

資料：総務省「平成 18 年事業所・企業統計調査」（2006 年 10 月）

(注) 1 開業率とは、ある特定の期間において、「①新規に開設された事業所（または企業）を年平均でならした数」の「②期首において既に存在していた事業所（または企業）」に対する割合であり、①/②で求める。廃業率も同様。

出典：「2008 年版中小企業白書」付注 3-1-8

3 県の中小企業に対する主な施策

(1) 経営基盤強化

ア 中小企業者による組合の組織化

中小企業者が連携し、相互にその経営資源を補完することにより、中小企業の経営基盤の強化、経営の革新及び創業を図るため、県中小企業団体中央会の巡回指導員等の設置に対する助成を行うとともに、中小企業組合の育成及び指導に要する経費を助成している。

イ 商工会・商工会議所等を通じた中小企業等に対する経営指導

小規模事業者の経営の改善発達等を促進するため、商工会の経営指導員等の設置に対する助成を行うとともに、経営改善のための指導並びに商工会の組織運営に対する指導に要する経費を助成している。商工会においては、商工業者のニーズの高度化・多様化及び経済活動の広域化に対応するため、平成18年4月から県内を10ブロックに分けて、各ブロックに広域担当経営指導員を配置するなど、その機能強化を図ってきている。

ウ 専門家による診断・助言

中小企業の経営基盤の強化を図るため、中小企業が自らの力だけでは確保することが困難な経営資源を補完するための支援（専門家派遣）を行っている。

(2) 経営革新

地域経済の活性化や雇用の創出を図るために、新事業活動にチャレンジする中小企業の成長発展を促す必要があることから、中小企業の経営革新の取組に対する積極的な支援を行っている。

(3) 融資

中小企業の健全な振興発展を図るため、中小企業融資制度を設け、県内中小企業者等の資金調達の円滑化を推進している。

(4) 製造業の振興

平成23年3月に「かごしま製造業振興方針」を策定し、本県の経済基盤を安定したものとしていくために、産学官の関係団体が一体となって取り組むべき製造業振興の方向性をとりまとめ、地域資源を生かした新産業育成などの観点からの施策を展開している。

再生可能エネルギーへの取り組み

福島原発事故以降、原子力に依存しないエネルギー政策への転換が求められています。石油や天然ガス等、エネルギー源の大部分を輸入に頼る日本にとって、電力の安定供給は生活や事業を営む上でたいへん重要な課題です。このような状況の中、新たなエネルギーとして再生可能エネルギーへの注目が高まっています。

本特集では、再生可能エネルギーへの取り組みについて取り上げます。



再生可能エネルギーとは

法律(※)でエネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして、「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「太陽熱」「大気中の熱」「その他の自然界に存する熱」「バイオマス」が規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

※エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

再生可能エネルギー導入の意義

我が国におけるエネルギーの供給のうち、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料がその8割以上を占めており、そのほとんどを海外に依存しています。一方、近年、新興国の経済発展などを背景として、世界的にエネルギーの需要が増大しており、また、化石燃料の市場価格が乱高下するなど、エネルギー市場が不安定化しています。加えて、化石燃料の利用に伴って発生する温室効果ガスを削減することが重要な課題となっています。

このような状況の中、エネルギーを安定的かつ適切に供給するためには、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない太陽光やバイオマスといった再生可能エネルギーの導入を一層進めることが必要です。

また、再生可能エネルギーの導入拡大により、環境関連産業の育成や雇用の創出といった経済対策としての効果も期待されます。

再生エネルギー導入の課題

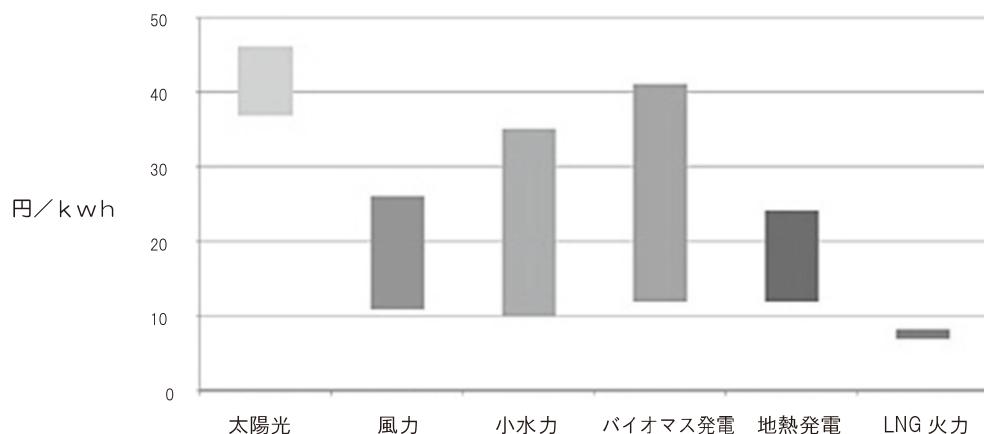
再生可能エネルギーの導入については、設備の価格が高く、日照時間等の自然状況に左右されるなどの理由から利用率が低い等の課題があるため、火力発電などの既存のエネルギーと比較すると発電コストが高くなっています。また、出力が不安定で、地形等の条件から設置できる地点も限られています。

さらに、再生可能エネルギーが大量に導入された場合、休日など需要の少ない時期に余剰電力が発生したり、天候などの影響で出力が大きく変動し電気の安定供給に問題が生じる可能性があります。そのため、発電出力の抑制や蓄電池の設置等の対策が必要になります。

このような課題を克服するため、国による様々な支援施策が行われており、2009年11月に家庭や事業所等において太陽光で発電された電気のうち、使い切れずに余った電気の買取りを電力会社に義務づける「太陽光発電の余剰電力買取制度」が開始され、効果を上げています。

また、再生可能エネルギーやこれらで作られた電気を蓄え、安定的に供給するための蓄電池の導入に関するコスト削減や性能向上等のための研究開発にも積極的に取り組んでいます。

[再生可能エネルギーのコスト]



(出典)

地熱：地熱発電に関する研究会（平成21年6月）

LNG：電気事業分科会コスト等検討小委員会（平成16年1月）



【太陽光発電】

太陽電池を用いて太陽光を直接的に電力に変換する発電方法である。

日本は太陽光発電における先進国のひとつに数えられており、住宅用太陽光発電システムをはじめ、公共施設や産業用等、様々な施設への太陽光発電システムの導入が進められている。

《特 長》

1. 太陽光をエネルギー源とするため、設置する地域や場所が限定されない。
2. 回転部分がないため、騒音や振動がなく、故障が起きにくい。
3. 操作の必要がなく発電が継続されるため、維持が容易である。
4. 屋上などの未利用地を活用することで、新たに用地を確保しなくても設置できる。

《課 題》

1. 夜間や雨天時には発電ができない。
2. 導入コストが高く、普及には更なるコストダウンが求められている。

【活用事例】

西薩中核工業団地（いちき串木野市）

濱田酒造㈱等の民間企業といちき串木野市の出資による「合同会社さつま自然エネルギー」では、団地内の工場屋根や未利用地を活用した太陽光発電を開始した。

全量固定買取制度の施行に合わせ、同団地内の工場屋根に取り付けた太陽光パネルで発電した電気の売電を開始した。

今後も団地内の工場・倉庫の屋根に太陽光パネルを増設する予定であり、将来的には、未利用地を活用したメガソーラーシステムや小規模の風力発電・水力発電設備の設置について計画している。



七ツ島のメガソーラー発電所（鹿児島市）

京セラとIHI、みずほコーポレート銀行の3社は、鹿児島市七ツ島に大規模太陽光発電所を建設する予定。発電能力は70,000キロワットで、国内最大になる見通し。約127万平方メートルの広大な敷地に京セラ製の太陽光パネル29万枚を使用し、年間発電量は79,000メガワットで、一般家庭の22,000世帯分に相当する発電を行う予定である。



【地熱発電】

地下のマグマによって温められた水蒸気を利用する発電方式である。

火山帯の多い九州や東北地方を中心に設置されており、国内での総発電電力量に占める割合は少ないが、火山の多い我が国においては安定した発電方法である。

《特 長》

1. 自然の噴出蒸気を利用するため、昼夜・天候を問わず連続して安定的な発電が可能である。
2. 化石燃料のように数十年で枯渇する心配が無く、長期間にわたる安定供給が期待できる。

《課 題》

1. 設置場所が限られ、事前の調査に多くの時間と費用を要する。
2. 設置場所が国立公園や温泉地等であることが多いため、関係者との調整が必要となる。

【活用事例】

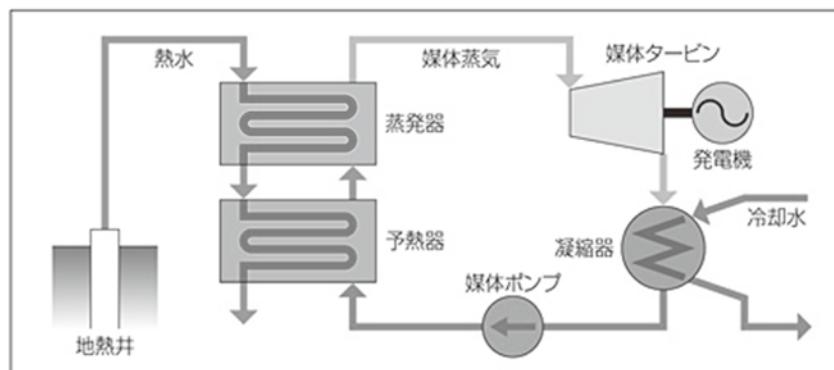
霧島国際ホテル（霧島市）

霧島国際ホテルでは、既存の3本の温泉井を活用して地中から地熱蒸気を取り込みタービンを駆動させて発電している。媒体にイソペンタンを使用した地熱バイナリー発電の事例としては日本で最初の施設である。



バイナリー発電とは

水より沸点の低い液体（ペンタンなどの媒体）を加熱・蒸発させ、その蒸気でタービンを回す方式。従来より低温の蒸気・熱水を利用して発電することが可能である。



【水力・小水力発電】

水が高所から低所へ落ちる重力を利用して水車を回し、タービンを回転させることによる発電方法である。

小電力発電は落差があればどこでも発電が可能なため、未利用の中小規模の河川や農業用水路から下水道まで適応範囲が非常に広い。単位出力あたりのコストが非常に安いため再生可能エネルギーの中でも安定性が高い。

《特 長》

1. 他の発電方法に比べ技術が確立されており、未利用の河川や農業用水路等への設置は比較的容易である。
2. 河川や用水路等の流れを利用する「流れ込み中小水力発電所」は、新たにダム等の建設が不要である。

《課 題》

1. 河川等に設置することから、生態系への影響調査など環境面での配慮が必要である。
2. 設備投資に関する回収期間が風力発電等に比べ長い。
3. 水利権に関連する問題をクリアする必要がある。

【風力発電】

風の力をプロペラで受けて、発電機を回すクリーンな発電方法である。

他の再生可能エネルギーに比べコストが低く工期も短いことから商業目的での導入も進んでいる。発電量が風力に左右されることや、回転時に生じる騒音と低周波が人体に与える影響が懸念されていること等の問題がある。

《特 長》

1. 風の力を直接エネルギーに変えるため、高効率な電気エネルギーへの変換が可能である。
2. 風が吹けば夜間でも発電するため、太陽光発電との併用で24時間発電が可能となる。

《課 題》

1. 年間通じて安定した風が吹く場所を選んで設置する必要がある。
2. 台風等の日本の気象条件に対応した風車の開発が必要である。
3. 風の強弱による出力変化を制御する技術開発が必要である。

【活用事例】

錦江高原ホテル（鹿児島市）

錦江高原ホテルでは、風力発電機1基を敷地内の高台に設置し1,300キロワットを出力することで、同ホテルとゴルフ場で使用される電力のおよそ70%を賄っている。



【バイオマス発電】

家畜排泄物、木屑、生ごみ等の廃棄物や、穀物から作るエタノールなど、動植物に由来する資源を利用して行う発電方式である。

自然に優しい利点があるが、原料の供給面での課題もある。

《特 長》

- 未活用資源を燃料に利用するため、廃棄物の減少や再利用につながり、循環型社会の持続的発展に役立つ。
- 家畜排泄物や生ゴミなど、捨てていたものを資源として活用することで、地域環境の改善に貢献できる。

《課 題》

- 資源が広範囲に分散しているため、収集・運搬・管理にコストがかかる小規模分散型の設備になる。
- 穀物等を使用するため、需要が伸びれば食用穀物の相場が上がる等の問題がある。

【バイオマスの分類】



【活用事例】

日田ウッドパワー（大分県日田市）

大分県日田市の日田ウッドパワーでは、建築発生木材に由来する木質チップを購入し、発電した電気を電気事業者に供給している。また、同地域で大量に発生する樹皮（バーク）についても、ボイラ用燃料としての受け入れを開始している。

【太陽熱利用】

太陽の熱エネルギーを太陽集熱器に集め、水や空気などの熱媒体を暖め給湯や冷暖房などに活用するシステムである。

機器の構成が単純であるため、導入の歴史は古く実績も多い。他のエネルギー等との競合があり、生産台数は減少傾向にある。しかし、外壁などに設置する新たな構造によるシステム開発が進んでおり、公共施設などへの導入拡大が期待されている。

《特 長》

1. 簡単なシステムであるため、特別な知識や操作が必要なく手軽に導入できる。
2. 水式又は空気式の2つの方式があり、寒冷地を含め全国どこでも利用可能である。

【活用事例】

鹿児島ふれあいスポーツランド（鹿児島市）

鹿児島ふれあいスポーツランドでは、屋上に設置した集熱器で太陽の熱エネルギーを集め、温水プールの加温やシャワーの給湯のほか、床暖房にも利用している。



【地中熱利用】

地中熱とは、浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーである。

大気の温度に対して、地中の温度は地下10~15mの深さになると、年間を通して温度の変化が見られなくなる。そのため、夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高いことから、この温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能である。

《特 長》

1. 最終熱量は使用した電力の3.5倍以上 → 省エネとCO₂排出量抑制可能。
2. 空気熱源ヒートポンプ（エアコン）が利用できない外気温-15°C以下の環境でも利用可能。
3. 放熱用室外機がなく、稼働時騒音が非常に小さい。
4. 地中熱交換器は密閉式なので、環境汚染の心配がない。
5. 冷暖房に熱を屋外に放出しないため、ヒートアイランド現象の元になりにくい

《課 題》

1. 認知度が低いことに加え、設備導入に係る初期コストが高く設備費用の回収期間が長い。
2. 設備の低コスト化と高性能化が十分に進んでいないという技術的課題がある。

固定価格買取制度について

平成 24 年 7 月 1 日から、「電気事業者※による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まりました。

※電気事業者とは電力会社のほか、新電力・特定電気事業者を含む（以下「電力会社」）。

この制度は、再生可能エネルギーを育てることを目的としており、(1) 国産エネルギーとして、エネルギー自給率がアップすること、(2) CO₂ の排出が少なく、地球温暖化対策を進めること、(3) 日本の得意な技術を生かせるため、日本の未来を支える産業を育成することを後押しします。

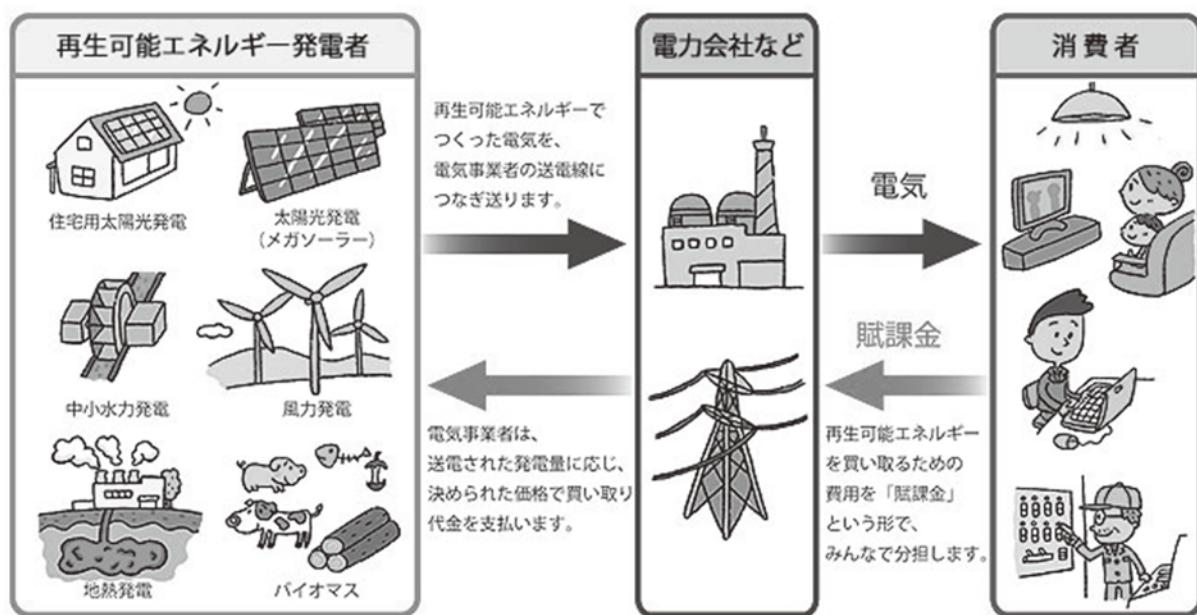
再生可能エネルギーは、他の電源と比べて設置コストが高く、そのままではなかなか普及が進みません。そのため、こうしたコストを新たに再生可能エネルギーによる発電に取り組む方が効率的に発電を実施した場合に回収できる価格を国が定め、電力会社が電気を買うことを義務づけることで再生可能エネルギーの導入を促していく、という取組です。

固定価格買取制度の仕組み

再生可能エネルギーの「固定価格買取制度」は、ドイツ、スペインなどでも導入されています。

日本では、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスによって発電者が発電した電気を、電力会社に、一定の期間・価格で買い取ることを義務付けます。このため、再生可能エネルギーによる発電に取り組む方は、設備投資など、必要なコストの回収の見込みを立てやすくなり、新たな取り組みが促進されます。特に太陽光発電は、一般住宅へのますますの普及も期待されます。

電力会社が買い取った再生可能エネルギーの電気は、送電網を通じて利用者が使用します。このため、再生可能エネルギーによる電気を電力会社が買い取る費用は、使用者が、電気料金の一部として、「賦課金」という形で負担します。



買取価格・期間は、国が毎年度見直します

電力会社による買取価格・期間については、再生可能エネルギー源の種類や規模などに応じて、中立的な第三者委員会（調達価格等算定委員会）が公開の場で審議を行い、その意見を受けて、経済産業大臣が告示します。

買取価格・期間は、原則として毎年度見直した上で告示されます。法の施行後3年間は、集中的な再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、再生可能エネルギーの供給者の利潤に特に配慮することとしています。

電気を売るためには国による設備認定が必要です

電気の固定価格買取契約を締結し、電力会社に電気を売るためには、それぞれの設備について、設置場所の地域を管轄する経済産業局へ申請し認定を受ける必要があり、発行された認定通知書を添えて、電力会社に申し込みます。

10kW未満の住宅用太陽光発電の場合は、一般社団法人太陽光発電協会「JPEA代行申請センター」にインターネット(<http://www.fit.go.jp/>)または書面にて申請します。

再生可能エネルギーの普及・拡大に向けた「育エネ」負担金

新たな再生可能エネルギーによる発電を促進するために電力会社が再生可能エネルギーによる電気を買い取る費用は、「賦課金」として電気使用者が負担します。賦課金は電気料金の一部という位置づけで、使用量に応じて負担します。

再生可能エネルギー賦課金の単価は平成24年度の場合、全国一律で0.22円／kWhです。（単価は、国が定める買取価格などをもとに、その年度の再生可能エネルギー導入量を予測し、毎年度定められる。）

なお、平成21年11月より既に、主に住宅用太陽光発電の分野では、余剰電力買取制度が始まっています。この制度に伴う買取費用は、太陽光発電促進付加金として負担しています。

この付加金は、平成27年3月頃までの制度移行期については、新たな買取制度による賦課金と併せて負担をすることになっています（両者を合わせて「育エネ負担金」と呼ばれている）。なお、移行期終了後は、再生可能エネルギー賦課金に一本化されます。



（この特集は、資源エネルギー庁「なっとく！再生可能エネルギー」、内閣府大臣官房政府広報室 政府広報オンラインを参考に作成しました。）

資源エネルギー庁 <http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/index.html>

政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201110/4.html>

S N S を活用した地域商店街活性化 (Facebook の活用)

中央会では昨年度から、「S N S を活用した地域商店街活性化促進事業」に取り組んでいます。この事業は、急速に普及しているFacebook 等のS N S を活用した情報発信を通じて、地域商店街の活性化及び集客力向上を目的としています。

本号では、事業の内容とFacebook における企業やお店のページの活用方法、活用事例等について紹介します。

事業の目的

- S N S (ソーシャルネットワークサービス) 技術を活用した情報発信支援等を行う情報発信センターを設置し、地域商店街と個店による集客力向上を図ることにより、地域商店街の更なる活性化を促進する。

事業内容

1 地域商店街のS N S 活用型情報発信支援

- ① 商店街の魅力発見のためのS N S ファンページの作成支援
- ② 個店の集客力向上を図るためのS N S ファンページの作成支援
- ③ S N S に関するセミナーの開催

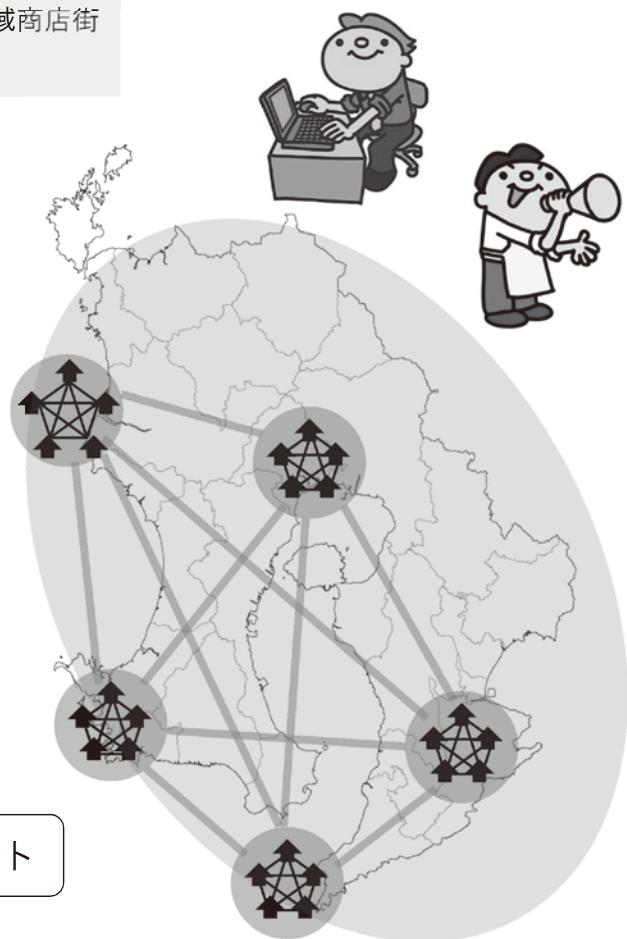
2 地域商店街めぐりプラン実行支援

- ① 地域商店街めぐりプラン立案支援
- ② 地域商店街めぐりプラン実施支援

Facebook を活用した商店街活性化のポイント

Facebook のポイント

- Facebook の目的をしっかりと定める！
何のために、何をするのか？
- Facebook ユーザーのニーズを捉える！
本当のターゲットとすべきファンは誰なのか？



■Facebook 運用の意義を理解する！

ソーシャルメディアとして何ができるか？

■全員参加型の Facebook ページ運用を目指す！

制作より運用！地道な努力が大切！

積極的に交流をしなければファンは増えず、いくら投稿しても情報は広がらない！

社長から現場まで価値観を揃えて運営する！

Facebook の活用方法

活用方法①

ファンと積極的に交流する

■コメント（ファンの声）に耳を傾ける。誰が何を求めているのか感じる。

■問合せしやすい環境をつくる。

メッセージ機能の利用、問合せフォームの作成等

■コメントには迅速に対応し、ファンにとって良い情報は共有する。

活用方法②

拡散性を利用する

■ファンを通じてその友達への情報拡散が期待できる。

■ファンが増えれば自然と露出が増え、宣伝広告費のコスト削減につながる可能性がある。

活用方法③

商品やサービスのプロモーション

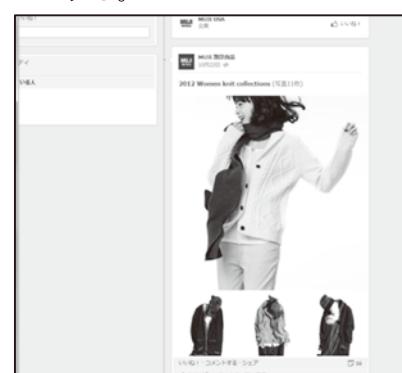
■タイムラインのカバー写真で伝えたい商品やサービスをアピールする。

■ウォールに投稿して商品やサービスをアピールする。

■Facebook アプリを使用して商品紹介用ページを作成しアピールする。



MUJI 無印良品
いいね！ 465,796人・話題にしている人3,910人



2012 Women's knit collections (写真1枚)

活用方法④

実店舗への来店・問合せを促す

■チェックインスポットを活用して、場所の確認やクーポン設定を行う。

■お店までの行き方を地図や写真、動画などを使って紹介する。

■建物や店舗内の様子、設備などを写真、動画を利用して「お店に行ってみたい」雰囲気をユーザーに伝える。

■実際にコミュニケーションを取りたくなるようなスタッフの声を紹介する。

活用方法⑤

「ファン」に対してキャンペーンを行う

- Facebook ページに「いいね！」をクリックしてくれたユーザーに感謝の気持ちを表す方法としてプレゼントキャンペーンを実施する。
- ユーザー参加型のコンテストで交流を深める。

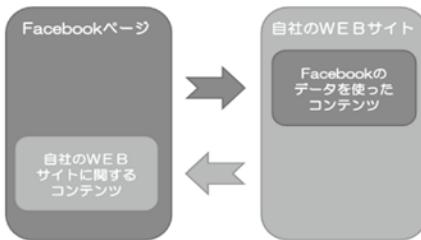
※但し、Facebook 利用規約に即した運用が必要になるので事前に規約のチェックが必要です。



活用方法⑥

商品の販促のための EC サイトとの連携

- 外部の EC サイト（インターネット上で商品を販売するサイト）に誘導する。
商品紹介から購買へ展開する。



Facebook ページ作成支援事例

本会は、県内各地区で商店街及び商業・サービス業者を対象に、導入編・初級編・中級編の Facebook セミナーを実施し、Facebook ページ作成の希望者については、訪問し作成を支援しました。

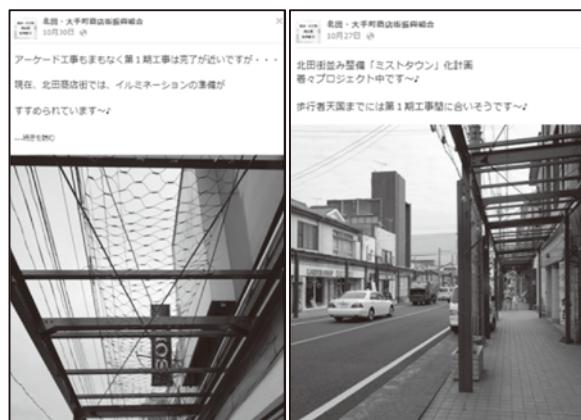
次ページからは、本会で Facebook 作成を支援した事例を紹介します。



北田・大手町商店街振興組合（鹿屋市）

イベント等の案内だけでなく、商店街の歴史や組合の日頃の活動等を紹介している。

This screenshot shows the official Facebook page of the Kita-Tauchimachi Commercial Street Revitalization Association. The cover photo is a black and white photograph of a busy street scene in a town, showing people walking, cars, and buildings. A white overlay box on the left contains the association's name in Japanese. The main post on the timeline is another black and white photograph of the same street scene, with a caption in Japanese. Below the post are standard Facebook interaction buttons: 'いいね!' (Like), 'メッセージ' (Message), and a share icon. At the bottom, there are sections for '団体' (Group) information and basic data, along with a photo thumbnail and a 'いいね!' button.



[アーケード改修計画の案内]



[日頃の活動の紹介]



[商店街の歴史の紹介]

温たまらん丼（指宿市）

丼の共通食材である「温泉たまご」をメイン食材に「美味しいでたまらない」を「たまご」にひっかけて各店舗が独自に商品開発を行った「温たまらん丼」の紹介と「温たまらん丼」を食べることができるお店マップを掲載している。

温たまらん丼 指宿の海幸山幸てんこもり！
いいね！ 124人 · 話題にしている人52人

キッchen/料理
井の共通食材である「温泉たまご」をメインにして、味のイメージを描きやすいように考案したネーミングです。

基本データ 写真 いいね！ ウエルカム！ Ranking



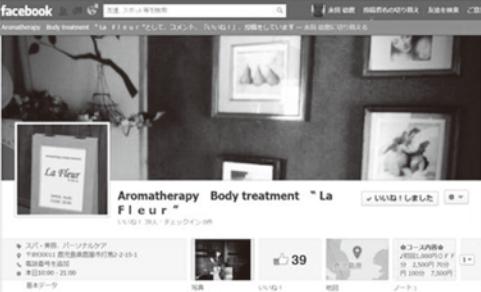
[温たまらん丼の紹介]



[お店のマップ]

【平成 24 年度に支援して作成した Facebook ページ】

| | |
|--|--|
|  <p>天文館の歯科医院 副島歯科医院</p> <p>いいね！しました メッセージ</p> <p>所在地：鹿児島市天文館2丁目14-6 TEL: 099-227-0072 FAX: 099-227-3610 基本データ</p> |  <p>有限会社バリカン堂 鹿児島 天文館</p> <p>いいね！しました メッセージ</p> <p>所在地：鹿児島市天文館2丁目14-12 TEL: 099-227-0072 営業時間：9時～18時 基本データ</p> |
| <p>副島歯科医院（天文館）</p> <p>歯治療他インプラント治療も行う</p>  <p>Hair by BoxBob</p> <p>いいね！しました メッセージ</p> <p>所在地：鹿児島市天文館2丁目14-13 TEL: 099-227-0072 FAX: 099-227-3610 基本データ</p> | <p>有限会社バリカン堂（天文館）</p> <p>創業明治 35 年、ここでしか買えない化粧品多数</p>  <p>株式会社熊倉宝石店</p> <p>いいね！しました メッセージ</p> <p>所在地：鹿児島市天文館2丁目14-12 TEL: 099-227-0072 営業時間：9時～18時 基本データ</p> |
| <p>Hair by BoxBob（天文館）</p> <p>天文館で 30 年、老若男女問わず愛される美容室</p>  <p>宮田通り会</p> <p>いいね！しました メッセージ</p> <p>所在地：鹿児島市宮田町1丁目1番地 TEL: 099-227-0072 FAX: 099-227-3610 基本データ</p> | <p>株式会社熊倉宝石店（天文館）</p> <p>職人手作りのオリジナル商品が多数</p>  <p>くいもん家 しげぞう</p> <p>いいね！しました メッセージ</p> <p>所在地：鹿児島市天文館2丁目14-12 TEL: 099-227-0072 FAX: 099-227-3610 基本データ</p> |
| <p>宮田通り会（鹿児島中央駅）</p> <p>鹿児島中央駅西口から 5 分の商店街</p>  <p>Primo Passo</p> <p>いいね！しました メッセージ</p> <p>所在地：鹿児島市さつま町2丁目14-2 TEL: 099-53-3616 FAX: 099-53-3616 基本データ</p> | <p>くいもん家 しげぞう（鹿児島中央駅）</p> <p>黒豚使用の創作料理がオススメ</p>  <p>鹿児島 焼酎 通販 アイショップ勝目店</p> <p>いいね！しました メッセージ</p> <p>所在地：鹿児島市勝目町上山田264-1 TEL: 099-57-2018 FAX: 099-57-2018 基本データ</p> |
| <p>Primo Passo（さつま町）</p> <p>昼はランチ、夜は居酒屋で楽しめる</p> | <p>アイショップ勝目店（南さつま市）</p> <p>通をも唸らせる川辺産芋焼酎が人気</p> |

| | |
|---|--|
|  |  |
| <p>江口酒店（鹿屋市） 焼酎、ワイン、ウイスキー豊富な品揃え</p> | <p>La Fleur（鹿屋市） リンパマッサージが大好評</p> |
|  |  |
| <p>いのちある野菜なくさ（曾於市） 無農薬、無添加食品の生産・加工・販売</p> | <p>BlueMoon Beautystudio（垂水市） 心も体もリラックス、至福の空間</p> |
|  |  |
| <p>モツラブ（霧島市） これからの季節に最高！もつ鍋専門店</p> | <p>Gran'dir（霧島市） カット他、振袖・袴の着付けも行う</p> |
|  |  |
| <p>赤塚屋百貨店（霧島市） 焼酎から日本酒までこだわりの品揃え</p> | <p>キッチン沙羅（霧島市） 飲んで、食べて、歌えるくつろぎ空間</p> |

| | |
|---|--|
|  <p>山口写真館(日置市) 家族のために大切な一枚撮るならココ</p> |  <p>株式会社 伊集院殖産（日置市） 「夢をかたちに」地域密着営業展開中</p> |
|  <p>有限会社 中村商会（日置市） 水廻りの専門家、365日相談受付中</p> |  <p>ヘアーサロン nakahara (日置市) 癒し空間、伊集院のファミリーサロン</p> |
|  <p>Cool Bar 動ぶつ園（指宿市） 指宿で気軽に呑んで食べて喰えるお店</p> |  <p>さつま味（指宿市） 新鮮な素材に真心を添えた郷土料理</p> |
|  <p>志布志湾大黒イルカランド（志布志地区） イルカ達と触れ合い、目一杯遊べる！</p> |  |

中央会では平成 25 年 3 月まで、本事業を実施しています。

Facebook を活用した商店街の活性化及び集客力向上を図られようとする商店街又は事業主で、当支援を希望される場合は本会「連携情報課」までお申し出ください。

異分野連携の取り組み

中央会は昨年度に引き続き、「中小企業組合等異分野連携促進事業」による企業間・組合間での連携促進の支援を行っています。本号では、事業の概要と連携構築への取り組みについて紹介します。

事業の目的と趣旨

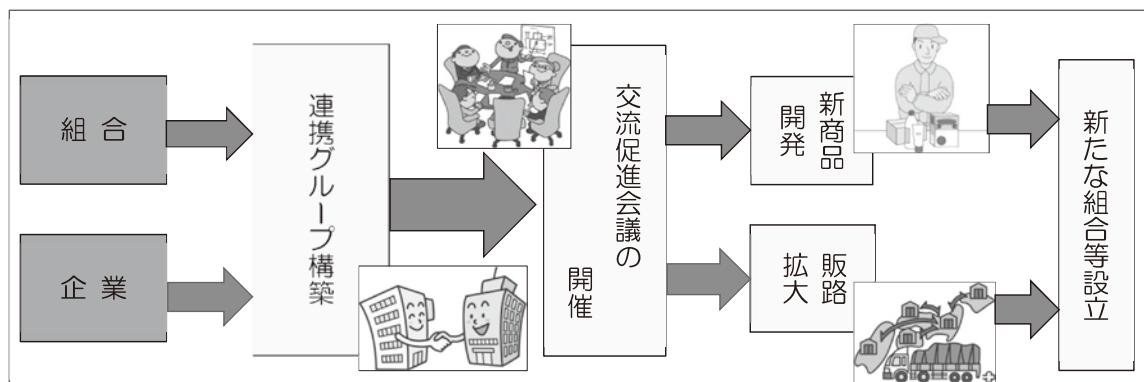
- 現在の厳しい経済環境の中で、個々の中小企業が自らの力で中小企業の経営資源不足を克服し、高度化した市場ニーズに対応することは困難であるため、他者との連携により相互に経営資源を補完し、高い付加価値を実現する取り組みを促進する。
- このため、県内外の企業や事業協同組合等の交流促進や、県内組合等の保有する経営資源（シーズ）やニーズに係る情報の収集・提供等を通じて新商品開発等を支援する。



事業のイメージ

1 連携ビジネス支援

【グループ構築・交流促進会議】



2 製品・サービス等の販路開拓及び組合活動PRのための展示会開催



連携構築への取り組み

■中心となる組合・企業

鹿児島県中古自動車販売商工組合

■連携先

鹿児島県自動車車体整備協同組合

■連携の内容

身障者用福祉中古車両の開発

身障者の日常生活を支援することを目的とした車両開発が、自動車関連に携わる者同士の意識高揚に繋がり業界の活性化にも寄与すると考えられる。製作コストを考慮した場合、ゼロから新車を作り上げるより中古車両を改造した方が良いことから両者により連携するに至った。

今後、大学・福祉支援機関等と協議を重ね、試作車両の開発を行う予定である。



■中心となる組合・企業

鹿児島県木材協同組合連合会

■連携先

鹿児島県木造住宅協同組合・鹿児島県タイル工業協同組合
鹿児島県瓦業協同組合・鹿児島県造園事業協同組合
鹿児島県しろあり事業協同組合・鹿児島県畳工業組合

■連携の内容

木造住宅建設関連業者による木造住宅の普及促進

鹿児島県木材協同組合連合会主催により、県内各地で「かごしま木の家住まいづくりセミナー」を開催。連携先の各団体は、セミナーを担当し、家づくりにかける職人の技を伝えると同時に業界のPRを行った。

従来、木造住宅の良さや耐震性等についての啓蒙が不十分であることから、これから木造の家を造りたいという施主に対する積極的な情報発信が必要であり、今後の取り組みを強化していく予定である。



■中心となる組合・企業

鹿児島県オーストリッヂ事業協同組合

■連携先

有限会社鹿児島ますや

■連携の内容

無添加ダチョウワインナー

ダチョウ肉は、脂身が少ない健康的な万能肉として、若者はもとより高齢者やメタボリック症候群の中高年者にも好まれている。このような中、組合員の農場では、成長促進剤などの農薬を一切使用していないこともあり、健康志向の強い消費者に向けて、安心安全な加工食品の製造販売に取り組むこととなった。

そこで、20年前より無添加加工食品の製造に取り組んでいる(有)鹿児島ますや（姶良市）と連携のもと共同開発に着手し「無添加ダチョウワインナー」が完成した。

■ダチョウ肉の特性

100%赤身であるため脂肪分が少ない。また、臭みやクセがないため、食感が良い。フィレ、モモ、ドラム肉といった各部位にそれぞれ味の特徴があり、肝などの内臓部分も食することができる。他の食肉と比較すると低脂肪、低カロリー、高たんぱく、高鉄分であるとともに、ビタミンやミネラルを豊富に含んでいるため、ヘルシー志向に合致した食材である。

**■中心となる組合・企業**

鹿児島県建築設計監理事業協同組合

■連携先

鹿児島県子育て支援事業協同組合

■連携の内容

幼稚園舎の耐震診断・改装・建替えに向けた取り組み

昨年の東日本大震災以降、安心安全に対する心構えや、地震災害等への危機感が強まっている。幼稚園の園舎についても昭和56年以前に建造されたものが多く、老朽化が進んでおり対応が必要であるが、現実問題として補助金がないと動きが取れないため行政の支援が不可欠である。今後、幼稚園・建築設計両業界がお互い連携して耐震診断、改装・建替えなどの具体的な取り組みに向けて研究していく予定である。



展示会の開催

つながる未来へ！明日を拓く組合フェスタ

「組合展示会」を開催

10月20日（土）・21日（日）の2日間、鹿児島中央駅前「アミュ広場」において組合展示会を開催した。

9つの組合が出展し、組合や企業が連携して開発した商品や組合の様々な活動についてPRした。

タレントのタマリさんが司会を務め、出展組合が商品や活動をアピールするプレゼンテーション、来場者へのアンケート、空くじなしの抽選会、ご当地アイドル「サザンクロス」によるミニライブ等が催され、来場者を楽しませた。



さつまいも産業振興(協)

さつまいも産業振興(協)は、さつまいもで作る鹿児島ならではの菓子や焼酎モロミ粕を原料とした飲料・菓子等の試食・試飲。さつまいもの魅力をPRした。



【出展者の声】多くの来場者が焼酎のもうみや粕を活用した商品に関心を示し、高い評価を受けることができた。今後も新商品の開発に向けて、組合員の団結を強固にするとともに、他組合との連携を積極的に進めていきたい。

鹿児島県漬物商工業(協)

有機農法等の野菜を原料にした安全・安心で健康に配慮したかごしま漬物の試食。漬物レシピによる様々な料理の使用例を提案した。



【出展者の声】プレゼン等を通じてイメージアップを図ることができた。今回の展示会を機に今後さらにPRの強化に努めるとともに、組合独自のイベントの他、異業種連携にも積極的に取り組んでいきたい。

鹿児島県オーストリッチ事業(協)

健康に配慮した「無添加ダチョウウィンナー」及び菓子業界とコラボしたアレルギー性が低い「ダチョウプリン」等の試食を行った。



【出展者の声】来場者から新規性、アイデア性、将来性ともに高い評価を受け、組合員の生産意欲が喚起された。今後、組合員一丸となって量産体制による流通拡大に努めるとともに、菓子業界との連携などダチョウの卵を活用した新商品開発を展開したい。

鹿児島県茶商業(協)

鹿児島県産のお茶とお菓子でもてなす「百円茶屋」。お茶のインストラクターがお茶の美味しい入れ方や効用等をレクチャーした。



【出展者の声】かごしま茶の魅力を来場者に広くPRすることができた。来年より基準を満たした新茶を県域ブランドとして販売できることとなつたが、今後一層消費者ニーズに合致した茶の販売に努めるとともに、他の出展組合との連携を模索していきたい。

鹿児島県屋久杉事業(協)

心に千年の癒しを感じる屋久杉工芸品・小物製品の展示。屋久杉及び屋久島の魅力を紹介するとともに異分野連携の可能性を模索した。



【出展者の声】来場者から香りのよさについて高い評価を受けた。今後とも「癒し」をテーマとした工芸品の製作に努めていきたい。

鹿児島県陶業(協)

薩摩焼で薩摩の食を引き立てる地産地消の取り組みのPR。伝統工芸品（薩摩焼、大島紬、川辺仏壇）のコラボによる製品の紹介及び、ろくろ引き実演を行った。



【出展者の声】薩摩焼の製作実演等を通じて来場者から今後の取り組みに向けたアイデアを得ることができた。今後とも魅力の発信を伝えるために新たな連携体制構築に努めたい。

鹿児島県瓦業(協)

瓦メーカーと連携した鹿児島の気候に合った台風に強い瓦の紹介。従来型瓦との比較実験による耐風性の実証を紹介した。



【出展者の声】プレゼン等実演を通じて災害に強い瓦の特性等の周知を行うことができた。引き続き、消費者へのPR強化に努めるとともに、出展者同士で連携できないか模索したい。

本場大島紬織物(協)

帽子やコートなど伝統産業が現代に生きる新しい大島紬製品の紹介を行った。



【出展者の声】県内外からの来場者に紬の魅力を感じてもらうことができた。生活で身近に使える商品など多くの提案をいただき、今後の商品化に向けたヒントを得ることができた。

鹿児島海砂採取(協)

鹿児島ならではの軽石で作られたブロック(SLSブロック)の紹介。
透水性の高さや温度上昇を抑える機能面をPRした。



【出展者の声】ブロックの機能性が多くの方に理解された。今後とも商品の差別化や価格競争力を付け、販売力の強化に努めたい。

来場者アンケートで「新規性」「アイデア性」等で高い評価を得た鹿児島県オーストリッチ事業(協)がグランプリに、さつまいも産業振興(協)が準グランプリに選ばれた。



鹿児島県オーストリッチ事業(協)



さつまいも産業振興(協)

特別寄稿 安心・安全を守る

「安心安全な県産小麦パン、地産地消への取り組み」

有限会社加治木南州パン 代表取締役 木元 繁 氏
(鹿児島県パン工業協同組合 理事長)

安心・安全を守ることは、どのような企業にとっても大切で、対処を誤ると組織存続の危機を招きます。

本号では、安心・安全な県産小麦パンを製造販売し地産地消に取組んでいる、有限会社加治木南州パン代表取締役（鹿児島県パン工業協同組合理事長）の木元繁氏に寄稿いただきました。



木元繁社長

■はじめに

鹿児島県におけるパンの起源は、1543年ポルトガル船が種子島に漂着した際に鉄砲とともに伝来したとされています。

以来、江戸時代に「かるかん饅頭」等はありましたが、パン屋があったかどうかは定かではなく、様々な歴史を経て明治38年に有村直五郎という人がそれまでアメリカでパン屋を営んでいた父親と共に鹿児島に帰ってきてパンを焼いた（有村パン）のが始まりとされています。

有村パンと相前後して柴田パン、枕崎の大坂屋、鹿児島化学パンが開業し、鹿児島化学パンの創業者である福谷君貞氏が後の鹿児島県パン工業協同組合の初代理事長に就任することになります。

そして大正2年に鹿児島市に清月堂（現在の清月ベーカリー）が、大正6年には有村パン店が開業しました。その頃の製パン法はビール用のホップスにジャガイモと粉を混ぜてホップ種を作り製造していましたが、後にイーストが出始めてイーストパンが普及しました。



当時の清月堂

当時は現在の様な機械が無く、パンの生地を作るのも手仕込みで、小麦粉・水・イースト等の原材料を混ぜて「木舟」と呼ばれる木の箱の底に生地をちぎって舟底に叩きつけ、ちぎっては叩きつけとその繰り返しでパンの生地を作っていましたが、やがて機械化が進み現在の製パン技術へと進歩しました。

戦後昭和25年頃から昭和30年にかけては配給券とパンを交換したり、小麦粉を持ってきた人にパンを作つてあげてその加工費を貰うというような物々交換の時代もありました。

■有限会社加治木南州パンの会社概要

弊社は、私の伯父貴島辰男が昭和9年に加治木町に個人企業として屋号「大和パン」を開業し、昭和26年有限会社貴島製パン所として法人に改組し事業所を現在地に移転しました。その後、昭和42年に社名を有限会社加治木南州パンに名称変更して現在に至っています。

昭和28年、学校給食にパンが供給されることに伴い学校給食パン指定工場となり、給食パン供給の受託契約を結び、市販パンの製造販売と併せて学校に給食用パンと米飯を製造供給しています。

また、昨今の消費者のライフスタイルの変化等（特に女性ドライバーの増加）により、ベーカリーショップは、広い駐車場を完備した路面店が人気を博し、給食パン製造をメインとする事業継続は少子化の現状から規模縮小が避けられませんでした。そこで、平成23年4月に、姶良市の道路沿いに広い駐車場を完備したスペイン製石窯使用のオープンフレッシュベーカリー『石窯パン工房「シーゲル』』をオープンしました。

「シーゲル」は、国産小麦粉（県産小麦粉）を使用したパンを提供し、地域ベーカリーとの差別化を図り、都会的センスを取り入れたサービスと消費者ニーズに応えた商品を製造販売することにより、「オリジナル」と「オンリーワン」を目指しています。



石窯パン工房「シーゲル」

■中小零細パン業界を取り巻く環境

全国的に中小零細のパン業者を取り巻く環境は大変厳しく、大手パンメーカーの進出、量販店の安売り、コンビニのPB商品等に対し、資本力や技術開発力に劣る中小零細のパン業者は、原材料の高騰、ガソリンや電気料金の値上げ等、デフレ経済が続く中で商品に価格転嫁ができず、経営困難な状況に追い込まれています。

現在、鹿児島県パン工業協同組合に加入している組合員は30社ですが、ほとんどが学校給食事業を主に経営を行っております。

戦後の食糧難の時期に、児童・生徒の昼食を確保するためにアメリカからの支援物資である小麦と脱脂粉乳を原料として作ったパンを主食として学校給食がスタートし、製パン業者にパン作りが委託されました。当時パン専門工場は少なく、地方の菓子屋などにも給食パンの製造委託があり、小さな設備で早朝からパンを作り山間僻地の学校にも給食パンが届けられるようにして、全国一斉に学校で児童・生徒が食事をすることが可能となりました。

その当時の給食パンを製造していた工場が参加して昭和28年10月に福谷君貞氏を初代理事長として「鹿児島県パン工業協同組合」が設立されました。設立時は24組合員でした

が、最盛期は 187 組合員を数えました。早いもので来年は組合設立 60 周年を迎えます。

■転機（米飯給食導入）

その後、児童・生徒数が右肩上がりで増加し、給食パンは一時期多くのパン工場で利益の出る仕事になりましたが、現在では、小・中学校の児童生徒数の減少に加え、国内食料事情が安定し、逆にコメ余り現象がおきました。その対策として昭和 50 年から給食に米飯が導入され、当初はパン業者に炊飯業務が委託されていましたが、給食室の建て替えと同時に学校・給食センターに炊飯設備が設置されました。パン業者に委託されていた炊飯が学校・給食センターで炊飯されるようになり、それまでパンと炊飯両方を受託することで年間 180 日の稼働でも経営が成り立っていましたが、給食パン週 2 回・年間平均 60 日だけでは経営が成り立たなくなりました。その結果廃業する組合員が多くなり、後継者も育たないこともあって現在では組合員が 30 人と最盛期の 6 分の 1 に減ってしまいました。

今後もこの傾向に歯止めがかからない状況にありますが、これまで学校給食事業に満足して自助努力が足らなかった面も否めません。全国でも同様の状況にあることから、全日本パン協同組合連合会も危機感を持ち、これから生き残りに向けて様々な取り組みを模索しているところです。そこで、大きな柱として「国産小麦」への取り組みを決めました。

■国産小麦への取り組み

世界の耕作面積は縮小してきており、気候変動による食料不足が懸念される中、今後中国やインドといった穀物を中心とした巨大人口を抱えるアジアの国々の食文化の変化により、日本に穀物（小麦）の供給不足が起きかねない状況も考えられます。

そんな中、平成 20 年全日本パン協同組合連合会はパン業者の生き残りをかけ、今後の方針としてこれまで輸入小麦で製粉された小麦粉を主原料に製造していたパンを、自給率向上のため、また安心・安全なパンの提供により地域農業を再生活性化するためにパン業界として貢献していくこと、国産小麦で製粉された小麦粉を使い市販パンや給食パンの製造を行っていくことを農林水産省に提案しました。

以前は、国産小麦はグルテンが弱く、またタンパクの含有量も少なく製パン性が悪いことからパンには向いていませんでしたが、最近では品種改良が進みパンに適した国産小麦ができるようになってきています。

まだ、国産小麦の生産量は約 72 万トンと少ないですが、農林水産省は自給率を 50% に上げるために平成 32 年までに国産小麦の生産を 180 万トンに増産することを目標に打ち出し、国産小麦を使ったパンを学校給食に導入することとしました。

※現在小麦の国内使用数は約 650 万トン
内訳：輸入小麦約 580 万トン、国産小麦約 72 万トン
内パンに約 150 万トン（推定）

■県産小麦栽培へ

私は全日本パン協同組合連合会の「国産小麦『美味しい日本のパン』プロジェクトチーム」の委員を務めていましたので、国産小麦を今後給食に導入していく計画であれば鹿児島県でもパン用の小麦が出来ないか、現在生産している農家はないか、地域農業再生活性化のために貢献出来ないか、鹿児島県パン工業協同組合でも「県産小麦」に取り組めないかと色々と協議しました。これまで県産小麦が栽培されていないのに、リスクが有りすぎるのではないかとの意見も出されましたが、今後の中小零細パン業者が生き残るため、また将来のためにも取り組もうということになりました。

しかし、平成21年11月県農政部農産園芸課や経済連に問い合わせましたが、鹿児島県ではパン用の小麦生産農家はないとのことでした。さらに小麦栽培には手がかかる上に価格が安く、小麦は「金にならない作物」と言われ、鹿児島では栽培する農家はいないだろうと言われました。それでも今後の中小零細のパン業者の生き残りを賭けたこの取り組みを諦めるわけにはいかず、少しでもいいから栽培している農家はないかと同課に尋ねたところ、さつま町に山崎さんという方が自家用の小麦を作っていると教えて頂きました。

会って話をしてみようと、県パン工業協同組合の渡辺青年部長（有清月ベーカリー社長、当時全日本パン連盟青年部役員）と組合の事務局長と出かけて行き、山崎さんに全国のパン業界の取り組み、鹿児島県パン工業協同組合としての取り組みを説明しました。また、山崎さんが栽培している小麦は「ミナミノカオリ」という品種であり、この品種は製パンに適しているので、この小麦で出来た粉で給食パンを作り子供たちに食べさせたい、また市販用のパンも作って販売したいので増産して欲しいとお願いしました。そして、「出来た小麦はすべてパン組合が買い取ります」と提案したところ、やってみようという返事をもらい、山崎さんが知り合いのさつま町の営農組合の沸瀧組合長さんに「一緒に小麦栽培をやらないか」と声をかけられ、私もお会いしてパン業界の取り組みを説明したところ、賛同して頂き、集落営農組織「あながわ営農組合」の方々にも小麦栽培に協力して頂くことになりました。

■鹿児島方式

栽培するに当たり、JA北さつまの職員の方々にも大変ご苦労をお掛けしました。

また、出来た小麦を製粉する県内の製粉会社を探しましたが、県内にはパン用の小麦粉を製粉するところがなく、熊本県の熊本製粉が引き受けってくれることになり、県産小麦の製粉の目途も立ちました。

本来小麦の取引には「民間流通制度」というものがあり、生産者（全農・経済連）



と実需者（製粉業者）が直接取引を行う制度で、播種前契約により販売価格・予定数量を決定し、収穫後に農産物検査法に基づく品位検査、厚生労働省が暫定基準を設定しているDON検査を経た麦が実需者へ引き渡されるのです。

簡単にいえば、小麦は通常生産者からJAを通じて製粉会社に出荷され、製粉された粉が製粉会社から業者に販売される仕組みになっているのですが、小麦農家とパン業者が直接取引をするのは全国でも初めてであり、「鹿児島方式」として注目を集めています。

しかし、これまでの経緯からも小麦栽培が簡単にいくとは思っていませんでした。天候に左右される作物ですから、梅雨と重なって長雨に打たれてしまうと麦は発芽してしまい収穫出来なくなるため鹿児島では難しいのではないかといわれていました。初めての取り組みの上に、100%県産小麦で製粉する条件が最低でも30トン以上ということなので、山崎さんたちの負担は相当なものだったと思います。

■さつまの恵

そんな中、平成22年12月鹿児島県産小麦「ミナミノカオリ」が播種され、翌平成23年6月に収穫し、9月鹿児島県初のパン用県産小麦粉ができました。

平成23年産は30トンの生産量を目標に栽培していましたが、やはり心配していた天候不良、収穫時期が梅雨と重なったために最終的には17トンに止まり、熊本県産「ミナミノカオリ」を13トン加え30トンにして製粉することにしました。（1袋25Kg入り830袋）

この年は九州各県も雨にやられて不作でしたので、1年目にしては他県（小麦の生産先進県）と比べて上出来だったと製粉会社の担当者が話してくれました。

出来あがった粉は、鹿児島県パン工業協同組合が「さつまの恵」として商標登録し商品化しました。ちなみに「さつまの恵」の命名の由来は、さつま町の「大地で採れた恵の産物であること」と、今後鹿児島（薩摩）の大地で収穫される鹿児島県産小麦をイメージして名付けました。

また、農家の方々に一生懸命栽培してもらう小麦粉を「美味しいパン」にするために、これまで大多数の組合員が輸入小麦粉を使ったパンの製造しか経験がないことから、外麦粉と内麦粉の違いを知り「美味しいパン」を作ってもらうために、平成21年から技術講習会を開き技術の向上に努めました。



商標登録証

■夢の実現に向けて

そして今年（平成24年2月）、さつま町の学校を始め一部の地域ではありますが、県産小麦粉を使った給食パンを初めて提供することができ、「美味しい」と言って食べてもらった時には取り組んで良かったと関係者一同大変うれしく思いました。

そして今年は、さつま町だけではなく指宿市の農家の方も栽培され、平成24年度産は収穫も終わり、さつま町・指宿市合わせて約24トンの生産量でした。

目標の30トンには届かなかったものの、以前から鹿児島県産小麦粉100%の粉が欲しいと製粉会社にお願いしていたところ製粉会社の方でも検討し、今年は鹿児島県産小麦粉100%の粉ができました。それでも製粉すれば24トンの小麦は小麦粉にすれば約18トン（1袋25Kg入り 728袋）とまだまだ少なく、県内の学校が1回パン給食を実施すればほとんどなくなります。

しかしこのプロジェクトはまだ3年目、始まったばかりです。昔は鹿児島でも小麦栽培が盛んに行われていました。ここ数年ほとんど小麦栽培は途絶えかけていましたが、山崎さんが栽培を続けてきていただいたお蔭でこのプロジェクトがここまで出来たと思います。またこの取り組みが地元新聞で紹介され、県内各地域の農家の方から問い合わせがありました。

これを機会に県内各地で小麦が栽培され、収穫量が増えれば、地元で出来た安心安全な給食パンが1回でも多く提供でき、また市販パンにも使われるようになれば地産地消につながると思い願いながら、生産者と組合が一体になって、10年20年と時間をかけて将来につながる「夢」実現のためにじっくり腰を据えて取り組んで行こうと思っています。



さつの恵



《会社及び組合の連絡先》

◇有限会社加治木南州パン

姶良市加治木町本町26番地 Tel 0995-62-2515 Fax 0995-62-6362

◇石窯パン工房シーゲル

姶良市東餅田2346番地2 Tel 0995-73-3911 <http://www.siegel-aira.com/>

◇鹿児島県パン工業協同組合

鹿児島市鴨池新町14番3号 Tel 099-253-9211 Fax 099-253-9249

Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業

天文館の老舗として 鹿児島県商業をリードする

有限会社カバンのヒグチ 代表取締役 樋口 弘文 氏

県内の商店街や個店は、個人消費の冷え込みと相次ぐ大型店舗の出店により、苦境に立たされている。

こうした中、天文館の老舗として確固たる経営姿勢を守りながらも、積極的な経営を図り、「アミュプラザ鹿児島」開業時に新たに出店するなど、鹿児島県の商業を牽引してきた、(有)カバンのヒグチの樋口弘文氏にお話を伺った。

なお、樋口氏は、天文館本通商店街振興組合の理事長をはじめ、鹿児島県商店街振興組合連合会の副理事長としても地域経済の発展に積極的に取組んでいる。

➤ 創業 60 周年

(有)カバンのヒグチは、1952 年にカバンの専門店として法人化以来、今年で 60 年目になります。

カバン専門店としては 60 年目ですが、祖父が 1904 年に洋品雑貨店の樋口商店を創業してから数えると 108 年目になります。当時、洋品雑貨店は珍しく、卸売りを中心とした展開も斬新だったようです。なお、現在の場所は支店であり、本店が西本願寺の近くにありました。

その後、カバン専門店として現在地で営業を続け、1992 年に私が後を継ぐことになりました。当時は、洋風雑貨店やデパート、百貨店等を含めカバンを取扱う店舗も多く、競争が厳しい時代でした。今では県内にカバン専門店は数店舗しか残っていませんが、厳しい状況を乗り切った経験が現在に生きているのかもしれません。



樋口弘文社長

➤ 経営方針の決定

先述の通り、私が後を継いだ頃は経営環境が非常に厳しく、カバン業界の売上低迷期でした。ブティック系が台頭し、カバンを取扱う店舗も乱立している状態で、自店の売上を伸ばすため「どのような道を選べばよいの



か」と、とても悩みました。

悩んだ末に出した結論は、「学生や若者向けの商品構成に変更することと、「ただカジュアルなだけではなく、質の良い商品を揃える」ことの 2 点でした。そのため、当時東京で人気だった「吉田カバン」との取引を開始しました。

吉田カバンの「ポーター」と「ラゲッジレベル」はお洒落で質が高く、若者を中心に人気がありましたが、「価格が高い」という印象も強い商品でした。



しかし、18年程前のテレビ番組での放送をきっかけに、学生からビジネスマンにまで人気が広がり、カバン類だけでなく、財布やポーチ等を含め、売上が伸びはじめました。

現在では、「ポーター」と「ラゲッジレベル」については、全国でも有数の品揃えを誇る店舗となり、販売だけではなく修理も受け付けています。

➤ 商売の基本は店頭販売

売上が好転し始めた頃、現在のイオン隼人国分店にテナントとして出店し、2004 年にはアミュプラザにも出店しました。イオン隼人国分店では、レディースとカジュアル系を中心とした商品構成に、アミュプラザはメンズとカジュアル、アウトドア、トラベルバッグ、小物類中心の商品構成になっています。時代にもよると思いますが、カバンやバッグは値引き競争をするような商品ではないと思っています。今でも「ポーター」と「ラゲッジレベル」については一切値引きをしていません。

それぞれの店舗は、仕入れから販売に至るまで、若い店長にほぼ任せています。時の流れとともに、「自分の意見が正しいのかどうか?」「自分の考えが時代に合っているのかどうか?」と考えるときがあります。

今後も、若い人の意見を取り入れて、とにかく任せてみるのが一番良いのではないかと思っています。

また、ホームページでのインターネット販売にも取り組んでいますが、やはり基本は店頭販売だと考えています。

ネット販売の場合、「お客様の顔が見えない」、「お客様の気持ちが解らない」ため、私自身が慣れるまで苦労しました。やはり店頭での対面販売で、お客様が喜んでいただいた時が、私としてもこの仕事をしていて一番嬉しく感じる瞬間です。



ですから、時代は変わっても、やはり私の中での商売の基本は店頭販売です。

➤ 生き残るために勉強が不可欠

九州新幹線の全線開業以降、天文館地区にも県外からの観光客が多く訪れています。観光でご来店頂いたお客様が、カバンやバッグの品揃えの多さに驚かれることも度々あります。

ただ、来店客の増加とともに、それだけ自分の店舗も「見られている」、「比較されている」ということを忘れてはいけません。

自分も含め、県内の商業者は、もっと勉強しなければいけないと思います。視察等に参加して、外を見なければ今の自分の立ち位置も解りません。

商品構成や品揃えの切り口を変えれば、店の特色を一変させることもできます。県外大型店の進出はまだまだ続きそうですが、外を見て勉強することで、店の特色的出し方等の方向性も見えてきます。

そして、こだわりをもって、独自の取組みを打ち出すことで、大型店にも対抗できる「強い店」が出来ると思います。



有限会社カバンのヒグチ



天文館本通商店街振興組合

有限会社 カバンのヒグチ

◇代表取締役 樋口 弘文

◇連絡先：鹿児島市東千石町 15 番 5 号

TEL 099-224-3357、FAX 099-224-3286

<http://higuchibag.shop26.makeshop.jp/html/company.html/>

天文館本通商店街振興組合

◇理事長 樋口 弘文

◇組合員数 40 人

◇主な共同事業 アーケードの維持管理事業 共同宣伝・販売促進事業

◇連絡先：鹿児島市東千石町 14 番 3 号 オークルビル 5F

TEL 099-225-1859、FAX 099-225-1859

改正高年齢者雇用安定法が施行されますが、準備はできていますか？

労使協定により 65 歳まで継続して雇用する社員を選別する基準を定めている場合は、今回の法改正で、継続雇用の対象者を限定する基準は認められなくなり、平成 25 年 4 月 1 日までに、次のいずれかへの対応が義務付けられました（平成 37 年度までの経過措置あり）。

- ① 65 歳以上までの定年引上げ
- ② 基準を廃止して希望者全員を 65 歳まで継続して雇用する制度への改正
- ③ 定年の定めの廃止

就業規則等は、次の記載例を参考に改正をお願いします。

◇ 基準を廃止して希望者全員を 65 歳まで継続して雇用する制度へ改正を行う場合の記載例

第〇条 従業員の定年は満 60 歳とし、60 歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、65 歳まで継続雇用する。

◇ 基準を廃止せず希望者全員を厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢まで継続して雇用する制度〔平成 37 年度までの経過措置〕へ改正を行う場合の記載例

第〇条 従業員の定年は満 60 歳とし、60 歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第 3 項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第 9 条第 2 項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも該当する者については、65 歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- (1) 引き続き勤務することを希望している者
- (2) 過去〇年間の出勤率が〇%以上の者
- (3) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- (4) ○○○○

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

| | |
|-------------------------------------|------|
| 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで | 61 歳 |
| 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで | 62 歳 |
| 平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで | 63 歳 |
| 平成 34 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで | 64 歳 |

※ 経過措置を利用する場合、年金支給開始年齢以上の者を対象として基準を運用するのであれば、労使協定を改定せずそのまま利用することは差し支えありません。

【お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署・ハローワークまで】



第64回中小企業団体全国大会を宮崎市で開催

「組合 絆 ルネサンス 日本は一つ」



平成24年10月25日、宮崎市のシーガイアコンベンションセンターにおいて「組合 絆 ルネサンス 日本は一つ」をキャッチフレーズに第64回中小企業団体全国大会が開催され、全国の中小企業者、団体関係者ら約2,500名が参加した。

大会に先立ち、口蹄疫等度重なる被害を受けた宮崎県及び昨年発生した東日本大震災の被災地復興へ魂を込めて、特別企画「泉谷しげる氏トークライブ～被災地復興へ魂を込めて～」が盛大に行われた。泉谷氏は、「中小企業はアイデアを出して、プライドを持って頑張っている」、「ものづくりを支えているのは中小企業だ」とエールを送り、会場を大いに沸かせた。併せて宮崎県特産品展示即売会として「絆をつなぐ宮崎大感謝市」が行われ、完売する店舗が続出するほどの盛況ぶりであった。



熱唱する泉谷しげる氏

本大会は、鶴田欣也全国中央会会長が、「厳しい環境の中にある中小企業が更なる発展を遂げていくためには、全国の中小企業が連携の『絆』の下に力を結集することが不可欠である。組合をはじめとする中小企業連携組織のもと、相互の団結・絆を一層強め、未来に向かって立ち上がり、我が国中小企業の振興発展のために邁進することを誓う」と主催者を代表して挨拶を行った。



鶴田欣也全中会長



決議案の採択に先立ち、金子群馬県中央会会长が、国内産業の維持・強化を強力に推し進める必要があるとした意見発表を行った。

議事では、議長に宮崎県の矢野会長、副議長に本県の小正会長と滋賀県の宮川会長が選出され、「地域産業の再生・発展への支援の強化」、「東日本大震災からの復旧・復興の加速化」並びに「組合等連携組織対策の強化」を具体化するための中小企業対策の拡充に関する 12 項目について満場の賛同を得て決議案が採択された。

また、中村鉄平宮崎県中央会青年部会会長が、組合の原点である「相互扶助」、「絆」の力を活かした施策の充実強化を求めるとともに、中小企業・中小企業組合が地域社会の絆を再生し、持てる力を組織に結集して、豊かな日本が再生されるよう全力を尽くすことを誓うとした「大会宣言」を高らかに宣言し、満場の拍手で採択された。

表彰式では、優良組合 34 組合、組合功労者 70 名、中央会優秀専従者 39 名が表彰された。

なお、次期開催地は滋賀県（平成 25 年 10 月 24 日開催）に決定した。



議長団

～受賞おめでとうございます～

本県関係の被表彰者は以下のとおりです。

【組合功労者】 大茂 健二郎 氏
(鹿児島中国経済交流協同組合理事長)

北山 幸男 氏
(大海酒造協業組合前理事長)

大茂氏

北山氏

九州青年部の集い

全国大会に合わせ、平成 24 年度「九州青年部の集い」が開催された。集いには、九州・沖縄各県から中小企業の組合青年部の会員約 150 名が参加し、ゲームやライブステージ等が行われ、青年部会員相互の親睦を深めた。



全青中 上山泰寛会長



交流する会員達

鹿児島県内の業界情報

(平成 24 年 9 月情報連絡員報告)

製造業

味噌醤油製造業

9月の彼岸を過ぎて朝夕は涼しくなり秋の深まりを感じられるようになつたものの、依然消費者の財布のヒモは堅く厳しい現状が続いている。

酒類製造業

| (平成 24 年 8 月分データ。単位 kℓ・%) | | | |
|---------------------------|-----------------|-----------|-------|
| 区分 | H23.8 | H24.8 | 前年同月比 |
| 製成数量 | 5,095.6 | 5,527.7 | 108.5 |
| 移出数量 | 県内課税 4,366.3 | 4,586.8 | 105.0 |
| 県外課税 | 5,388.1 | 5,714.9 | 106.1 |
| 県外未納税 | 3,325.8 | 3,826.5 | 115.1 |
| 在庫数量 | 219,334.7 | 191,665.3 | 87.4 |

漬物製造業

商品が動かない。

蒲鉾製造業

9月は台風が 16・17・18 号と接近し、交通の乱れもあり休業に近い営業もあったことから、売上は対前年同月比マイナス 8% と非常に悪かった。特に土産用の売上が悪かった。原材料のスケトウダラも B 級でキロあたり 20 円の値上げとなっている。

鰹節製造業

昨年の原価よりも生値の高止まり状態が続いている。しかし、製品価格が昨年より上昇してきており、業界の景況は少し良くなっている。

菓子製造業

残暑が厳しかったため菓子の売上が伸びず、疲弊感がある。

大島紬織物製造業

9月は中央会青年部会主催のわっぜかフェスタに参加した。また、鹿児島県庁で鹿児島県議会の超党派で組織する伝統的工芸品産業振興議員連盟と鹿児島県の国指定伝統的工芸品产地組合との交流会を開催した。

本場大島紬織物製造業

平成 24 年 9 月検査反数 475 反。対前年同月比 72.9% (652 反)。

木材・木製品製造業

原木丸太、製材製品共に 7・8・9 月と対前年同月比で急落した価格はジワジワと上向いてきつつあるが、例年には荷動きとなっており、もう一歩のところで足踏みしている状況で芳しくない。

木材・木製品製造業

最近、鹿児島の新設住宅着工戸数は対前年比増を続けているが、その中心はマンション、建売等の分譲分野が主である。

一戸建ては大手ハウスメーカーが堅調に受注し、地元の中小規模工務店は苦戦を強いられ、受注がとれず値引き勝負になっており、国産材製品の低価格志向がなお一層強まっている感がある。

木材の需要や価格も停滞気味であり、いつにな

ったら景気は良くなるんだとの声も聞こえる。今年は地域型住宅ブランド化事業が始まり、住宅関係者のみならず木材関係者も大いに注目している事業であることから本制度をうまく活用したい。

生コンクリート製造業

出荷量は対前年同月比 110.5% の 141,646 立米で、特に減少した地域は、宮之城、垂水桜島、甑島。特に増加した地域は、鹿児島、指宿、串木野、川薩、南薩、種子島、屋久島、奄美南部、沖永良部、喜界島であった。官公需は対前年同月比 109.1% の 75,964 立米、民需は対前年同月比 112.1% の 65,682 立米であった。官公需、民需ともに伸びているが、特に川薩や離島での官公需事業が顕著な伸びを示している。

コンクリート製品製造業

9月の出荷トン数は 8,567 トン（対前年同月比 93.9%）となった。出荷量は鹿児島地区、南薩地区、奄美地区で減少しており、特に奄美地区は対前年同月比 45% 減となった。受注も増えでおり、厳しい状況が続いている。

仏壇製造業

海外産輸入仏壇内訳（主たる輸入国：中国、ベトナム、タイ等）は、6 月 26,609 本、7 月 27,911 本、8 月 24,862 本。24 年累計 203,806 本。

印刷業

2 年に 1 回開催される業界の全国大会が 9 月に北海道で行われ、300 名が参加した。「業態変革」や「ワンストップサービス」が今までのテーマだったが、今回は「CSR（企業の社会的責任）」というテーマで基本に立ち返ったセミナーや勉強会が開催された。





非 製 造 業

卸売業

中国からの観光客が減少した反面、海外旅行を中止した国内客の消費需要が増えつつある、また期待できるとの見方がでている。他にも老朽代替え投資を具体的に検討している企業が散見される。「地産地消」ならぬ「団産団消」の啓発活動により、卸団地内の需要掘り起こしに取り組もうとする動きがでている。

中古自動車販売業

依然として非常に厳しい。エコカー補助金が9月21日に終わり、今後の中古車の活性化に期待したい。

青果小売業

対前月比97.5%、対前年同月比98.0%であった。

農業機械小売業

4月に新入社員を迎える、そろそろ周りの状況がつかめるようになってきた時期であるが、ここにきて秋の新卒社員教育訓練が始まってきた。団塊世代との交代で各社収穫の時期と重なり多忙であるが、未来を新入社員に託して丁寧に教育に取り組んでいる。

石油販売業

暑さが和らぐと共に天候不順が悪影響を及ぼした。原油価格は依然として不透明な状況が続いている、予断を許さない。上掲からマージン低下が続いている、店舗閉鎖を余儀なくされている中小企業が目立つ。

商店街（霧島市）

9月の売上高は前年同月比並の傾向であった。9月は霧島市花火大会などがあり、商店街からも飲食販売やまちのPRで出店した。天候に恵まれず人出も少ない残念な結果となつたが、10月から行われる中心市街地での誘客イベントに意欲的な様子であった。商店街、特に小売業は売上高など厳しい状況に変わりないが、商店主は何かアクションを起こさなければ現状も変わらないとの思いで頑張っている。

商店街（薩摩川内市）

富士通工場の撤退を受け、急激に人通りと売上が減少している。

商店街（鹿児島市）

9月7日に婦人服のショップがオープンした。日用品（最寄品）の売上高は横ばい、または減少傾向にある。買回り品の売上高は減少した。飲食関係は新幹線効果も一段落し横ばい、または減少傾向にある。

商店街（鹿児島市）

11月17日から18日に中央駅まつりイベント（第4回）を予定している。ゾウさんはな通りを加えて中央駅東口は周辺の各通り会が参加し、それぞれの会場でステージものや合同スタンプラリー等を実施予定である。

サービス業（旅館業／県内）

今月も対前年同月比での減少が続いている、減少幅が先月、先々月よりも大きくなっている施設も多いようである。当組合にも大きな貢献をしていた桜島の老舗旅館が9月末で閉館した。昨今の厳しい経済情勢の中でのホテル旅館業経営の厳しさを改めて痛感している。

美容業

人材の育成が必要である。美容師制度の改正から10年を経たが、学卒生の「手に職をつける」意識が低下しており、国家試験合格のための勉強が中心となっているのではないかと思われる。社会性、人間性を授業の中に組み込むことが望まれる。

旅行業

九州新幹線全線開業から1年半が経過し鹿児島への観光は大きく伸びた反面、地域の観光素材・資源の発掘等多くの課題も見えてきている。今月は企業等の出張も天候不良のため中止が多く、家族等ファミリー・OL層の旅行も減少した。沖縄・離島・関西方面が昨年より減少している。10月・11月の本格シーズンが待たれる。9月の集客状況は、対前年同月比86.34%であった。

建築設計業

最近、法人と民間の医療機関から当組合に設計者推薦の依頼が2件あった。また、市町村や各種団体の設計者選定も設計価格の大小に拘らず県内大手事務所を優先指名しており、それらの事務所は多忙な時期を迎えているが、県内中堅事務所や個人経営事務所に至っては十分な仕事を得られていないのが実情である。

自動車分解整備・車体整備業

相変わらず暇な状況が続いている。近年、車の性能が向上しているため、故障や修理も少ないようである。

電気工事業

公共工事及び太陽光設備は業況として良いが、一般民間工事は価格面等が非常に厳しい状況である。

内装工事業

9月のラベル売上数は、カーテンラベル対前年同月比104.0%で僅かに増加、壁装ラベル対前年同月比98.1%で僅かに減少、じゅうたん等ラベル対前年同月比188.1%で大幅に増加した。内装工事等の件数は確かに増加傾向にあるが、利幅は小さく各業者苦慮している状況にある。

管工事業

本年度において組合員2社の倒産が発生し、業界の厳しさが増してきている。

建設業（鹿児島市）

入札制度の変更に伴い、受注競争が激化している。

建設業（曾於市）

24年度に入り6ヶ月経過したが、会員の受注高は激減しており、経営状況はさらに厳しさを増している。

貨物自動車運送業

9月に入り、燃料価格が高騰し貨物運送業は非常に厳しい状況であった。また、秋の全国交通安全運動が実施され、飲酒運転の根絶、過労運転の防止に取り組んだ。

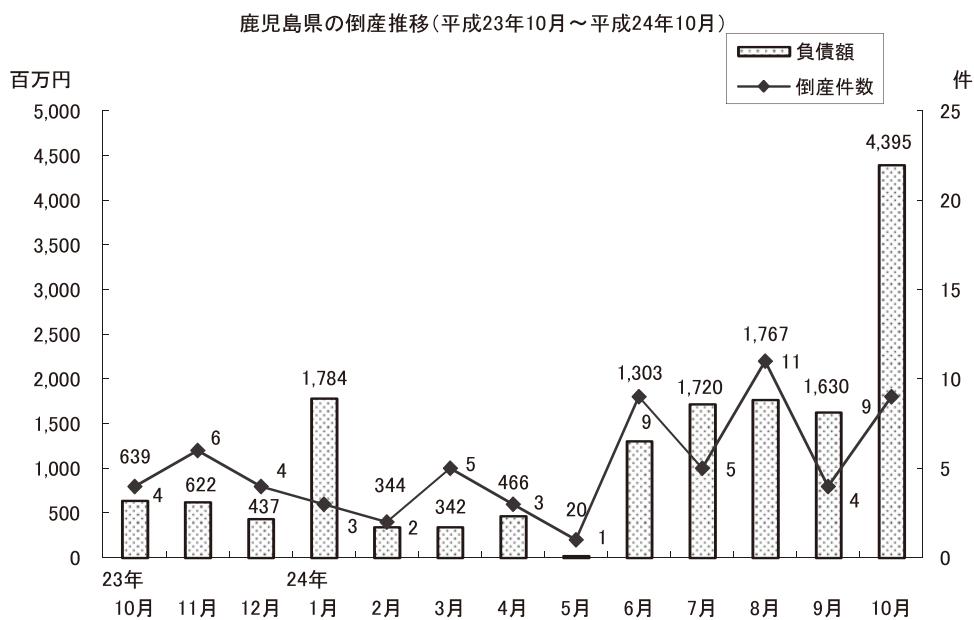
運輸業（個人タクシー）

例年9月は売上が減少する時期であるが、今年は昨年以上に厳しい状況が続き苦しい運営を強いられている。

平成 24 年 10 月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額 1,000 万円以上・法的整理のみ)
 (株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数 9 件 負債総額 43 億 9,500 万円
 [件数] 前年同月比 5 件増 [負債総額] 前年同月比 587.8% 増



【概要】

平成 24 年 10 月の鹿児島県内の企業倒産（負債額 1,000 万円以上・法的整理）は、件数で 9 件（前月比 125.0% 増、5 件増、前年同月比 125.0% 増、5 件増）、負債総額は 43 億 9,500 万円（前月比 169.6% 増、27 億 6,500 万円増、前年同月比 587.8% 増、37 億 5,600 万円増）となつた。

【各要因別】

- 業種別では、建設業 3 件、小売業 1 件、卸売業 2 件、サービス業 2 件、不動産業 1 件。
- 主因別では、販売不振 8 件、経営多角化の失敗 1 件。
- 資本金では、100 万円～1,000 万円未満 3 件、1,000 万円～5,000 万円未満 4 件、5,000 万円～1 億円未満 2 件。
- 負債額では、1,000 万円～5,000 万円未満 3 件、1 億円～5 億円未満 3 件、5 億円～10 億円未満 1 件、10 億円以上 2 件
- 地域別では、鹿児島市 6 件、出水地区 1 件、大隅地区 1 件、大島郡 1 件。

【ポイント】

10 月度としての倒産件数は、前月比 5 件増の 9 件であった。年間の件数としては平成 23 年の 47 件を既に上回り、平成 21 年の 56 件に迫る勢いとなっている。負債額については F (株) (特別清算)、(株) M (破産) の負債額 10 億円超となる大型倒産 2 件の発生もあり単月の負債



額としては平成 24 年に入り最多となった。

倒産の態様としては、F (株) はグループ再編の一環として特別清算に踏み切ったものだが、大半は受注・販売不振によるもので、F (株) の倒産は景気回復の起爆剤として期待される観光業界も地域間の格差を印象づける結果となった。

【今後の見通し】

10 月発表の内閣府月例経済報告によると、海外経済の減速やエコカー補助金終了などが影響を及ぼし基調判断を 3 カ月連続で下方修正。景気後退の可能性も示唆している。米国や中国の状況が改善されれば深刻な後退は避けられるとの希望的観測もあるが、既に日本経済は景気後退局面にあることを指摘する声が根強い。

鹿児島県内の景況として焼酎生産量は一時期に比べると、何とか底を打った状況もあるが、卸・小売に関しては弱含みで推移。畜産も牛枝肉相場に下げ止まりの感はあるが、ブロイラーなどは供給過剰による相場低迷が続く。建設関連は公共工事の請負金額では平成 24 年度上半期は前年同時期を上回り、連動して生コン生産量にも伸びが見られるが、建設業社の売上動向に関しては企業間の格差も大きいようである。

昨年、県内景況に好影響を及ぼした観光業も宿泊客前年割れが続いており、九州新幹線開通による効果を継続できていない様子も窺える。

法的整理にこそ踏み切っていないものの、明確な出口戦略が見つからず、今後の事業継続に問題を抱える倒産予備軍とおぼしき企業も散見される。

今後については、金融庁は来年 3 月で期限切れとなる中小企業金融円滑化法終了後も金融機関に対し資金供給を促す方針を示してはいるが、抜本的な対策は見出し難い状況にあり、今後年末から年度末にかけて倒産件数が増加に転じる可能性を孕んでおり、動向が注目される。

平成 24 年 10 月企業倒産状況（法的整理のみ）

| 企業名 | 所在地 | 業種 | 負債総額 (百万円) | 資本金 (千円) | 態様 |
|-------------------|------|-------|---------------|-------------|------|
| Y (株) | 鹿児島市 | 建設業 | 172 | 20,000 | 破産 |
| F (株) | 鹿児島市 | サービス業 | 760 | 75,000 | 破産 |
| (株) T | 志布志市 | 卸売業 | 320 | 20,000 | 破産 |
| (有) Y | 鹿児島市 | 卸売業 | 20 | 10,000 | 破産 |
| (有) U | 鹿児島市 | サービス業 | 30 | 3,000 | 破産 |
| F (株) | 鹿児島市 | 建設業 | 1,253 | 50,000 | 特別清算 |
| (有) K | 出水市 | 建設業 | 40 | 5,000 | 破産 |
| (株) N | 奄美市 | 不動産業 | 100 | 5,000 | 特別清算 |
| (株) M | 鹿児島市 | 小売業 | 1,700 | 10,000 | 破産 |
| 9 件 43 億 9,500 万円 | | | | | |

中央会関連主要行事予定

| 平成24年12月 | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 2日(日) 10:00 | 中小企業組合検定試験 宮崎市「宮崎県中小企業会館」 |
| 5日(水) 17:30 | 女性部会会員研修会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」 |
| 6日(木) 17:00 | 青年部講習会 鹿児島市「ホテルパレスイン鹿児島」 |
| 10日(月) 18:00 | 岩田名誉会長県民表彰受賞祝賀会 鹿児島市「城山観光ホテル」 |
| 平成25年1月 | |
| 7日(月) 10:00 | 中央会年始会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」 |
| 23日(水) 15:00 | 小企業者組織化特別講習会 鹿児島市「ホテルパレスイン鹿児島」 |
| 29日(火) 13:30 | 組合自治監査講習会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」 |

(お知らせ)

12月29日から1月3日までは、年末年始の休暇とさせていただきます。

取引先の突然の倒産。
そんなときあなたを守る安心の共済です。

経営セーフティ共済の
ご紹介

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

「経営セーフティ共済」は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者が倒産する事態（連鎖倒産）又は、倒産に至らないまでも著しい経営難に陥る事態の発生を防止するため、毎月一定金額を掛け、万一取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合には、掛金総額の10倍の範囲内で、回収不能額を上限に、共済金の貸付けを受けることができる共済制度です。

- ◆最高8,000万円の共済金貸付が受けられます。
- ◆共済金貸付は無担保・無保証人・無利子です。
- ◆税法上の特典もあります。
- ◆一時貸付金制度もご利用できます。

●お申し込みは
鹿児島県中小企業団体中央会
総務企画課まで TEL 099-222-9258

中小企業かごしま (平成24年度 活性化情報第3号)

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 小正芳史
〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階
TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904
印刷所 株式会社イースト朝日